

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 11 月 7 日 (金) 号外第 1 2 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (71) (人事・評価室) 3
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (72) (住宅政策課) 4

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

独立行政法人国際協力機構法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の自己啓発等休業の対象となる奉仕活動を定める規定中、独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の根拠となる独立行政法人国際協力機構法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) がけ付近の建築物の建築制限について定めた規定中、特定行政庁を定義するため引用している建築基準法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第71号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（奉仕活動）</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>（1）独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第1項第4号</u>に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>（2）及び（3）略</p>	<p>（奉仕活動）</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>（1）独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）<u>第13条第1項第3号</u>に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>（2）及び（3）略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第72号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（がけ付近の建築物） 第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。 （1）及び（2）略</p>	<p>（がけ付近の建築物） 第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（法第2条第33号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。 （1）及び（2）略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。